

厚真町商工事業者燃料価格高騰支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰により経営環境に多大な影響を受けている町内の事業所等を有する商工事業者に対し、支援金を支給することを目的としており、その交付に関しては、厚真町補助金等交付規則（平成4年規則第4号。以下「町規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で定める中小企業者とする。
- (2) 事業所等 不特定多数の顧客が訪問して対面で直接的に物品の購入やサービスの提供・商談等を受けることができる事務所や店舗施設をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業者のうち、令和5年10月1日時点で個人事業者にあつては町内に住所を有している者又は法人にあつては町内に事業所等を有している者であり、今後も継続して町内で事業活動を行う意思を有すること。
- (2) 町長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所等への立入等の調査に応じること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は支援金の支給対象としない。

- (1) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
- (2) 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員
- (3) その他町長が適当でないと認める者

(対象経費)

第4条 支援金の支給対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、各事業者が負担する水道光熱費について、令和3年から令和5年にかけて高騰した金額又は令和4年から令和5年にかけて高騰した金額とし、次の各号に掲げるいずれかの方法で算出した金額とする。

- (1) 令和3年1月から12月までに発生した水道光熱費と令和5年1月から12月までに発生した水道光熱費の差額を高騰分とする。
- (2) 令和4年1月から12月までに発生した水道光熱費と令和5年1月から12月までに発生した水道光熱費の差額を高騰分とする。
- (3) 確定申告（令和4年4月1日から令和5年3月31日までに決算を迎えるもの）に用いた決算書に記載のある水道光熱費の20%の額を高騰分とみなす。

2 令和5年1月1日から令和5年9月30日までに創業を開始した事業者であり、第1項に規定する方法で対象経費を算出することができない場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法で算出した金額とする。

- (1) 令和5年1月から12月までに発生した水道光熱費の20.0%の額を高騰分とみなす。
- (2) 確定申告（令和5年4月1日から令和5年12月31日までに決算を迎えるもの）に用いた決算書に記載のある水道光熱費の20.0%の額を高騰分とみなす。

（支援金の額）

第5条 前条で算出した金額の2分の1以内の額とし、1事業者当たり上限を150,000円、下限を25,000円とする。

2 支援金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（支給申請）

第6条 支給対象者は、厚真町商工事業者燃料価格高騰支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年9月30日までに町長に提出しなければならない。

(1) 対象経費の算出根拠となる書類

- ア 第4条第1項第1号による算定の場合 令和3年確定申告に用いた決算書の写し（ただし決算期が12月とする事業者に限る）と令和5年確定申告に用いた決算書の写し（ただし決算期が12月とする事業者に限る）又は令和3年1月から12月までに発生した水道光熱費と令和5年1月から12月までに発生した水道光熱費がわかる領収書等の写し
- イ 第4条第1項第2号による算定の場合 令和4年確定申告に用いた決算書の写し（ただし決算期が12月とする事業者に限る）と令和5年確定申告に用いた決算書の写し（ただし決算期が12月とする事業者に限る）又は令和4年1月から12月までに発生した水道光熱費と令和5年1月から12月までに発生した水道光熱費がわかる領収書等の写し
- ウ 第4条第1項第3号による算定の場合 確定申告（令和4年4月1日から令和5年3月31日までに決算を迎えるもの）に用いた決算書の写し
- エ 第4条第2項第1号による算定の場合 令和5年1月から12月までに発生した水道光熱費がわかる領収等の写し
- オ 第4条第2項第2号による算定の場合 確定申告（令和5年4月1日から令和5年12月31日までに決算を迎えるもの）に用いた決算書の写し

(2) 振込口座情報を記載した書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 本要綱に基づく支援金の支給申請は、1事業者につき1度限りとする。

（支給決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査した上で適当と認められるときは、支給を決定し、補助金等指令書（町規則様式第2号）にて通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。